**経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募及び公表実施要領**

**森第１１７１号**

**令和２年６月１日**

（目的）

第１ この要領は、大阪府が森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）

　　第36条第１項及び第２項の規定により、法第２条第５項に規定する経営管理実施権の

設定を受けることを希望する民間事業者を公募し、登録基準に適合する民間事業者を

登録及び公表するにあたり、法、森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）、

森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）及び「森林経営管理法の

運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）によ

る規定のほか、必要な事項を定めるものとする。

（民間事業者の定義）

第２ 本要領における民間事業者とは、個人又は法人を問わず、自己又は他人の保有する森

林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への

請負により素材生産又は造林・保育等の林業生産活動を行っており、かつ、大阪府内に

事業所又は営業所等を有する民間の事業者をいう。

（民間事業者の公募）

第３ 大阪府知事（以下、「知事」という。）は、第２に定める民間事業者の登録等について、

公募により行うものとし、募集時期等については毎年度、別に定める。

（応募の方法）

第４ 第３の公募に応募する者（以下「応募申請者」という。）は、別記第１号様式による申

請書を知事に提出するものとする。

２ 前項の申請書には、次に掲げる事項を明らかにするために別表に掲げる書類を添付す

るものとする。

(1) 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地等）

(2) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する府内市町村

(3) 雇用の状況に関する情報

(4) 技術者の数に関する情報

(5) 林業機械の保有状況に関する情報

(6) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報

(7) 生産管理又は流通合理化等に関する情報

(8) 造林・保育の省力化及び低コスト化に関する情報

(9) 主伐後の再造林の確保に関する情報

(10)生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報

(11)伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報

(12)雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報

(13)コンプライアンスの確保に関する情報

(14)常勤役員の設置に関する情報

(15)経理状況に関する情報

※(1)～(12)・(14)については別記第２号様式による。

※(13)については別記第2号様式及び第10号様式による。

※(15)については別記第３号様式による。

３ 知事は、必要に応じて応募申請者に対して申請書の内容等に関する情報提供を求める

ことができる。

（市町村への意見の聴取および推薦）

第５ 知事は、第４号様式により、応募申請者が経営管理実施権を受けることを希望する市

町村ごとに、応募申請者に関する情報を当該市町村に提示するものとする。

２ 市町村は、前項の情報に基づき、別紙第5号様式により意見及び推薦を提出すること

ができるものとする。

（民間事業者の登録と公表）

第６ 知事は、応募申請者のうち、申請書の内容が別記の登録基準に適合すると認めるとき

は、第５による市町村からの意見及び推薦を受けた場合はその意向も踏まえたうえで

民間事業者名簿（別記第６号様式）に登録するものとする。

２ 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、別記第７号様式により民間

事業者名簿に登録された民間事業者（以下「登録事業者」という。）へ通知するものと

する。

３ 知事は、民間事業者名簿を大阪府公式ホームページで随時、公表するものとする。

（登録の有効期間）

第７ 第６の１の登録の有効期間は登録した日から起算して5年を経過した日の属する年

度の３月末日とする。

２ 登録の更新を希望する登録事業者は、登録の有効期間が満了する１月前までに、第４

に準じて登録の更新申請をすることができるものとする。

（変更の届出）

第８ 登録事業者は、第４の２の(1)及び(14)の基本情報に変更があった場合は、知事に別記

第８号様式により変更を届け出なければならない。

２ 登録事業者は、第４の２の(2)から(13)に定める事項に変更があり、民間事業者名簿に

既に登録されている情報を変更したい場合は、知事に別記第８号様式により変更を届

け出ることができる。

３ 知事は、登録事業者から１及び２の規定による変更の届出があった場合において、そ

の内容が第６の１に定める登録基準に適合すると認めるときは、届出のあった事項を

民間事業者名簿に登録するものとする。

４ １及び２の規定による届出は、第４の２の規定を準用するものとする。

（登録の取消）

第９ 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこ

とがある。

1. 登録事業者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認されたとき

(2) 登録事業者からの申し出があったとき

(3) 登録の申請又は変更の届出に虚偽の記載が確認されたとき

(4) その他法令又は本要領に違反したとき

(5) 登録の有効期間中に登録事業者が登録基準に適合しなくなったことが明らかにな

ったとき

（実施状況報告）

第10 登録事業者は、民間事業者名簿に記載された内容について毎事業年度の取組状況を実

施状況報告書（別記第11号様式）により、当該報告に係る事業年度の終了後３月を超

えない日までに知事に報告するものとする。

附則

１ この要領は、令和２年６月１日から施行する。